

農地法第5条許可申請 必要書類一覧表

必 要 書 類 等	備 考
☐ 第5条許可申請書	
※以下添付書類	
☐ ① 申請地の土地登記簿謄本	※3ヶ月以内の発行のもの
☐ ② 申請地の地番図(公図)	※3ヶ月以内の発行のもの
☐ ③ 申請地の位置図(住宅地図)	※1/10,000程度
☐ ④ 印鑑登録証明書(譲渡人のみ)	※3ヶ月以内の発行のもの
☐ ⑤ 誓約書	
☐ ⑥ 農業用水路排水路利用同意書	※地区水利組合(委員)
☐ ⑦ 資金計画における必要な資力があることを証する書類	残高証明, 融資証明, 通帳の写し等
☐ ⑧ 法人の登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し	※当事者が法人の場合
☐ ⑨ 委任状	※申請者が本人と違う場合

■ 転用目的別必要書類

資材置場 駐車場	農家住宅	農業用倉庫	一般個人住宅	ガソリンスタンド等の沿道サービス
☐ 土地利用計画書(選定理由書)	☐ 住民票(世帯全員、3ヶ月以内)	☐ 農業用倉庫利用計画書	☐ 住宅の図面	☐ 土地利用計画書(選定理由書)
☐ 土地利用計画図	☐ 土地利用計画書(選定理由書)	☐ 現在の耕作状況一覧	(配置図、平面図、立面図、排水計画図)	☐ 土地利用計画図
☐ 営業証明書	☐ 農業従事者証明書の写し	☐ 開発不要証明書 (転用面積が200㎡以上の場合) 大阪府開発指導G06-6210-9722		(配置図、平面図、立面図、排水計画図)
☐ 事業所から申請地までの経路図	☐ 住宅の図面		☐ 開発許可書	☐ 開発許可書
☐ 開発非該当証明書(転用面積が500㎡以上の場合)大阪府開発指導G06-6210-9722	(配置図、平面図、立面図、排水計画図) ☐ 開発許可等不要証明書大阪府開発指導G06-6210-9722		(手続き中のものは事前協議書の写し) 大阪府開発指導G06-6210-9722	(配置図、平面図、立面図、排水計画図) 手続き中のものは事前協議書の写し))大阪府開発指導G06-6210-9722

● その他

※ 土地登記簿謄本の所有者の住所が現住所と違う場合は、つながりのわかる住民票又は戸籍の附票を添付してください。

※ 申請内容により他の書類提出を求める場合があります。

● ～申請から工事完了まで～

- ① 翌月の定例会で許可承認
- ② 許可承認後、月末の大阪府常任委員会で諮問
- ③ 意見が無い場合、常任委員会の翌日に許可書発行
- ④ 転用目的工事竣工後、完了届(写真添付)を農業委員会に提出